

三条市、三条商工会議所、公立大学法人三条市立大学及び
株式会社第四北越フィナンシャルグループとの包括連携協定書

三条市、三条商工会議所、公立大学法人三条市立大学及び株式会社第四北越フィナンシャルグループ（以下「四者」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域の持続的発展を念頭に四者が包括的な連携・協力の下、イノベティブな取組等を行うことにより、様々な分野における地域課題の解決に寄与し、地域の魅力を向上させることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 四者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域経済の活性化に関する事項
- (2) 地域の持続的発展に資するイノベティブな人材育成に関する事項
- (3) デジタルテクノロジー及びグリーンテクノロジーの活用に関する事項
- (4) 繼続的に新規事業が創出されるプラットフォームの構築に関する事項
- (5) その他前条の目的を達成するために四者が必要と認める事項

2 四者は、必要があると認めるときは、前項に掲げる事項を各々の関係事業者等の第三者に実施させることができる。この場合においては、事前に四者が協議し、必要な事項を定めるものとする。

（協議）

第3条 四者は、前条第1項に定める事項を効果的に実施・促進するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法その他の条件について、取組ごとに四者合意の上、決定する。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、四者が協議してこれを解決するものとする。

（秘密保持）

第4条 四者（第2条第2項の各々の関係事業者等の第三者を含む。次項において同じ。）は、この協定に基づく事業の実施を通じて知り得た秘密事項を、この協定の目的外に利用し、又は第三者に開示若しくは漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令（条例を含む。）により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 四者は、この協定が次条に定める有効期間の終了後も、前項に定める秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年6月30日までとする。ただし、有効期間満了の日の前月末日までに、四者のいずれからも書面による解約の申出がない場合は、1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、署名の上、各々その1通を保有する。

令和5年6月30日

新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市

市長

滝沢亮

（滝沢亮）

新潟県三条市須頃1丁目20番地
三条商工会議所

会頭

兼古耕一

（兼古耕一）

新潟県三条市上須頃5002番地5
公立大学法人三条市立大学

理事長

Ahmed Shahwar Ahmed

（アハメド シャハリアル）

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社第四北越フィナンシャルグループ

代表取締役社長

殖栗道郎

（殖栗道郎）